

平成26年度京都府水防計画変更の概要

1 水防法の改正に伴う変更

「浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等における避難確保及び浸水防止」に関する事項を記載（水防法第15条の2～第15条の4）

	地下街等	要配慮者利用施設 (高齢者、障害者、乳幼児等)	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 訓練の実施	避難確保計画の作成 訓練の実施	浸水防止計画の作成 訓練の実施
自衛水防組織	設置義務あり 構成員の市町村長への報告	設置した場合、構成員の市町村長への報告	設置した場合、構成員の市町村長への報告

2 水防警報河川、水位周知河川の追加

洪水時の警戒避難体制の強化を図るため、水防警報河川、水位周知河川を追加

- ▶ 水防警報河川：20河川の追加 [41河川 → 61河川]
- ▶ 水位周知河川：5河川の追加 [20河川 → 25河川]

	種類	事務所	河川名
今回追加	水防警報河川	京都	西高瀬川
		山城北	弥陀次郎川、長谷川、青谷川、南谷川、玉川、渋川、手原川、天津神川、馬坂川、防賀川
		山城南	鳴子川、天神川、不動川、新川
		南丹	七谷川、三俣川
		中丹東	米田川
		中丹西	弘法川、宮川
	水位周知河川	中丹西	土師川、牧川、和久川、宮川
		丹後	川上谷川

3 異常気象時の道路通行規制区間の追加

的確な道路通行規制実施のため、冠水による道路通行規制区間を追加

- ▶ 道路冠水による規制区間：2区間の追加 [20区間 → 22区間]

	種類	道路名	箇所
今回追加	特殊通行規制 (冠水)	大山崎大枝線	長岡京市調子（JR交差部）
		西坂蓼原線	福知山市大江町河守（KTR交差部）

4 畑川ダム竣工に伴う追加

放流連絡・洪水警戒体制等について、既存6ダムに畑川ダムを追加

	名称	管理者
今回追加	大野ダム	京都府
	畑川ダム	京都府
	天ヶ瀬ダム	国土交通省
	高山ダム	水資源機構
	布目ダム	水資源機構
	日吉ダム	水資源機構
	和知ダム	関西電力

京都府水防計画

平成26年度
変更案
(変更箇所新旧対照表)

区分	京都府水防計画
----	---------

頁	現 行
3	<p>第2章 水防の責任</p> <p>6 市町村防災会議の責任 [伝達方法等の定め]</p> <p>(1) 市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。(法第15条第1項)</p> <p>①洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>②避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項</p> <p><u>③地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、これらの施設の名称及び所在地</u></p>
4	<p>9 地下街管理者等の責任 [地下街等における避難確保計画の作成・公表]</p> <p>第6項(1)の③において定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。(法第15条第3項)</p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第3章 水防の責任</p> <p>6 市町村防災会議の責任 [伝達方法等の定め]</p> <p>(1) 市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において<u>少なくとも当該</u>浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。(法第15条第1項)</p> <p>①洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>②避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項</p> <p><u>③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地</u></p> <p><u>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</u></p> <p><u>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）</u></p> <p style="text-align: center;">第20章へ移項</p>	<p>水防法の改正に伴う変更</p>

頁	現 行										修 正 理 由		
29	第4章 予報及び警報等 7 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等												
河川名		区域		名称	所在地	対象水位観測所				発表者	指定年月日		
						水防団 待機 (指定) 水位	はん 濫 注 意 (警戒) 水位	避難判 断(特 別警戒) 水位	はん 濫 危 険 (危険) 水位	堤防高		水防警報	水位情報 通知・周知
鴨川・ 高野川	鴨川	起点	左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6	荒神橋	京都市左京区吉田 河原町14番地先	m	m	m	m	m	京都府 京都土木 事務所長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	洪水予報 実施河川
	高野川	起点	左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64									鴨川合流点	
桂川	起点	左岸	京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先	周山	京都市右京区京北 周山町	2.50	4.00	4.70	5.50	6.25	京都府 南丹土木 事務所長	平17.7.1	洪水予報 実施河川
		右岸	京都市右京区京北上黒田町木屋 谷14番地1地先										
	終点	左岸	京都市右京区京北枳本町南48番 地2地先	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.60	2.90	5.91		平11.6.22	
		右岸	京都市右京区京北枳本町正尺1番 地1地先(直轄管理区域界)										
起点	左岸	南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先 (直轄管理区域界)	保津橋	亀岡市保津町字下 中島	2.30	3.30	4.00	4.50	5.74	平17.7.29	平20.5.26		
	右岸	亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番 地2地先											
終点	左岸	南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先	西院	京都市右京区西院 東貝川町	1.80	2.50			5.80	平17.7.29	平20.5.26		
	右岸	亀岡市千代川町川関カミ2番地8地先 左岸:亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸:亀岡市篠町山本下太田20番地先											
山科川	起点	安祥寺川合流点	勸修寺	京都市山科区勸修 寺東出町	1.20	2.20	2.40	3.40	5.28	京都府 京都土木 事務所長	平17.7.29	平20.5.26	
天神川	起点	開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線)	西院	京都市右京区西院 東貝川町	1.80	2.50			5.80	京都府 京都土木 事務所長	平17.7.29		
弓削川	起点	起点	五本松	京都市右京区京北 五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.80	3.30	6.74	京都府 京都土木 事務所長	平18.6.2	平20.5.26	
小畑川	起点	起点	大原野	京都市西京区大原 野上里紅葉町	1.30	2.20	2.60	3.30	5.74	京都府 乙訓土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1	
小泉川	起点	起点	松田橋	大山崎町円明寺地 先	1.50	2.20			5.40	京都府 乙訓土木 事務所長	平18.9.22		

第5章 予報及び警報等

7 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日	
				水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	氾濫危険(危険)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
鴨川・高野川	鴨川 起点 左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6 終点 桂川合流点	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	m 0.80	m 1.60	m 2.30	m 2.50	m 5.60	京都府 京都市木 事務所長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	洪水予報 実施河川
	高野川 起点 左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64 終点 鴨川合流点									平16.6.1	
桂川	起点 左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸:京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先	周山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.70	5.50	6.25		平17.7.1	
	終点 左岸:京都市右京区京北栃本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北栃本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界)										
	起点 左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域界)	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.60	2.90	5.91	京都府 南丹土木 事務所長	平11.6.22	洪水予報 実施河川
	終点 左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先										
起点 左岸:亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸:亀岡市千代川町川間カミ2番地8地先 終点 左岸:亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸:亀岡市篠町山本下太田20番地先	保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	4.00	4.50	5.74				
山科川	起点 安祥寺川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	1.20	2.20	2.40	3.40	5.28	京都府 京都市木 事務所長	平17.7.29	平20.5.26
天神川	起点 開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線) 終点 桂川合流点	西院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50			5.80		平17.7.29	
弓削川	起点 起点 終点 桂川合流点	五本松	京都市右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.80	3.30	6.74	京都府 京都市木 事務所長	平18.6.2	平20.5.26
西高瀬川	起点 西大路三条(分水嶺) 終点 鴨川合流点	稲村橋	京都市南区上鳥羽北戒光町	1.90	2.40			5.91		(予定)	
小畑川	起点 起点 終点 桂川合流点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	1.30	2.20	2.60	3.30	5.74	京都府 乙訓土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1
小泉川	起点 起点 終点 桂川合流点	松田橋	大山崎町門明寺地先	1.50	2.20			5.40		平18.9.22	

水防警報河川、水位周知河川の追加

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日	
				水防団待機(指定)水位	はん濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	はん濫危険(危険)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
普賢寺川	起点 高井橋(府道生駒井手線) 終点 木津川合流点	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	m 0.90	m 1.20	m	m	m 3.88	京都府 山城北土木 事務所長	平17.7.29	
古川	起点 起点 終点 久御山排水機場	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.80	2.20			5.30		平18.6.2	
大谷川	起点 極楽橋(市道馬ヶ背線) 終点 大阪府界	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10			3.61		平18.6.2	
田原川	起点 城山大橋(国道307号) 終点 門口川合流点	荒木	宇治田原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.70	2.10	2.74		平18.6.2	平20.1.10
煤谷川	起点 起点 終点 木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	1.80	2.60	2.70	3.40	3.74	京都府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	平20.1.10
山田川	起点 古川橋(府道奈良精華線) 終点 木津川合流点	山田川	木津川市相楽下地先	1.40	2.40	2.70	3.60	4.90		平17.7.29	平20.5.26
和東川	起点 小瀬川合流点 終点 木津川合流点	門前橋	和東町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.90	2.30	5.66		平17.7.29	平20.5.26
井関川	起点 起点 終点 山田川合流点	井関川	木津川市木津瓦谷地先	1.60	2.10	2.40	2.60	4.10		平18.6.2	平20.5.26
赤田川	起点 赤田川橋(JR) 終点 終点(直轄管理区域界)	赤田川	木津川市加茂町	1.40	2.00	2.40	3.00	3.40		平18.6.2	平20.5.26

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

水防警報河川、水位周知河川の追加

河川名	区域	名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日	
				水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	氾濫危険(危険)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
普賢寺川	起点 高井橋(府道生駒井手線) 終点 木津川合流点	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	0.90	1.20			3.88	京都府 山城北土木 事務所長	平17.7.29	
古川	起点 久御山排水機場 終点 久御山排水機場	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.80	2.20			5.30		平18.6.2	
大谷川	起点 極楽橋(市道馬ヶ背線) 終点 大阪府界	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10			3.61		平18.6.2	
田原川	起点 城山大橋(国道307号) 終点 門口川合流点	荒木	宇治市原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.70	2.10	2.74		平18.6.2	平20.1.10
弥陀次郎川	起点 宇治川合流点 終点 宇治川合流点	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	0.40	1.00			2.07		(予定)	
長谷川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	長谷川(城陽市)	城陽市奈島下ノ畔	0.80	1.30			2.50		(予定)	
青谷川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	青谷川(山城)	井手町多賀東小字北河原	1.50	2.20			3.48		(予定)	
手原川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	手原川	京田辺市薪溜池	0.70	1.30			2.56		(予定)	
天津神川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	天津神川	京田辺市田辺棚倉	0.40	0.80			1.25		(予定)	
馬坂川	起点 防賀川合流点 終点 防賀川合流点	馬坂川	京田辺市田辺	0.40	0.70			1.19		(予定)	
防賀川	起点 神矢樋門付近 終点 神矢樋門付近	興戸(防賀川)	京田辺市興戸東垣内	0.50	0.90			1.50		(予定)	
南谷川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	南谷川	井手町多賀下川	0.58	1.38			2.28		(予定)	
玉川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	井手	井手町井手梅ノ木原	0.66	1.60			3.53		(予定)	
澁川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	澁川	井手町下赤田	0.40	0.96			2.18		(予定)	
煤谷川	起点 木津川合流点 終点 木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.70	2.00	4.23	京都府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	平20.1.10
山田川	起点 古川橋(府道奈良精華線) 終点 木津川合流点	山田川	木津川市相楽下地先	1.40	2.40	2.70	3.60	4.90		平17.7.29	平20.5.26
和束川	起点 小瀬川合流点 終点 木津川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.90	2.30	5.66		平17.7.29	平20.5.26
井関川	起点 山田川合流点 終点 山田川合流点	井関川	木津川市木津瓦谷地先	1.60	2.10	2.40	2.60	4.10		平18.6.2	平20.5.26
赤田川	起点 赤田川橋(IR) 終点 終点(直轄管理区域界)	赤田川	木津川市加茂町	1.40	2.00	2.40	3.00	3.40		平18.6.2	平20.5.26

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域		名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日	
					水防団 待機 (指定) 水位	はん 濫 注意 (警戒) 水位	避難判 断(特 別警戒) 水位	はん 濫 危険 (危険) 水位	堤防高		水防警報	水位情報 通知・周知
年谷川	起点 雲仙橋 終点 桂川合流点	三宅	亀岡市三宅町	0.60	1.40			3.39	京都府 南丹土木 事務所長	平24.9.4		
曾我谷川	起点 起点 終点 桂川合流点	余部	亀岡市余部町	0.90	1.50			3.64		平24.9.4		
犬飼川	起点 起点 終点 桂川合流点	並河	亀岡市大井町並河	0.70	1.40			4.35		平24.9.4		
園部川	起点 本梅川合流点 終点 桂川合流点	小山	南丹市園部町小山 東町藤ノ木地先	0.50	1.40	2.20	2.60	3.75		平13.7.10	洪水予報 実施河川	
田原川	起点 京都市界 終点 桂川合流点	殿田	南丹市日吉町殿田 大貝15の2	0.90	1.80			3.17		平19.3.9		
棚野川	起点 林橋 終点 由良川合流点	静原	南丹市美山町静原 九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50			6.60		平19.3.9		
高屋川	起点 起点 終点 藤ヶ瀬橋	高屋川橋	京丹波町豊田下川 原7の1地先	1.40	1.90			3.00		平19.3.9		
犀川	起点 西坂川合流点 終点 由良川合流点	新庄	綾部市新庄町小字 東81-1地先	1.00	1.70	2.00	2.60	4.59	京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30	
八田川	起点 起点 終点 由良川合流点	湊垣	綾部市湊垣町久田 25-8地先	1.10	1.90					平17.7.29		
上林川	起点 神塚橋(府道小浜綾部線) 終点 十倉下橋(農道)	八津合	綾部市八津合町寺 町	1.00	2.00	2.50	3.30	4.93		平18.6.2	平19.5.30	
伊佐津川	起点 池内川合流点 終点 終点(海)	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.50	2.90	5.29		平13.7.10	平17.7.1	

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域		名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日	
					水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	氾濫危険(危険)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
鳴子川	起点	新鳴子橋(府道上狛城陽線)	鳴子川	木津川市山城町北河原内畑	0.40	0.90			3.30	京都府 山城南土木 事務所長	(予定)	
	終点	木津川合流点									(予定)	
天神川	起点	起点	天神川(木津川市)	木津川市山城町浜	0.30	0.70			3.56		(予定)	
	終点	木津川合流点									(予定)	
不動川	起点	起点	不動川	木津川市山城町平尾	0.70	1.20			3.26	(予定)		
	終点	木津川合流点										
新川	起点	美浪地区付近(L=1.6km)	新川(木津川市)	木津川市加茂町駅東4丁目	1.00	1.80			1.81	(予定)		
	終点	木津川合流点										
年谷川	起点	雲仙橋	三宅	亀岡市三宅町	0.60	1.40			3.39	京都府 南丹土木 事務所長	平24.9.4	
	終点	桂川合流点									平24.9.4	
曾我谷川	起点	起点	余部	亀岡市余部町	0.90	1.50			3.64		平24.9.4	
	終点	桂川合流点										
大飼川	起点	起点	並河	亀岡市大井町並河	0.70	1.40			4.35		平24.9.4	
	終点	桂川合流点										
園部川	起点	本梅川合流点	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木地先	0.50	1.40	2.20	2.60	3.75		平13.7.10	洪水予報 実施河川
	終点	桂川合流点										
田原川	起点	京都市界	殿田	南丹市日吉町殿田大貝15の2	0.90	1.80			3.17		平19.3.9	
	終点	桂川合流点										
棚野川	起点	林橋	静原	南丹市美山町静原九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50			6.60	平19.3.9		
	終点	由良川合流点										
高屋川	起点	起点	高屋川橋	京丹波町豊田下川原7の1地先	1.40	1.90			3.00	平19.3.9		
	終点	藤ヶ瀬橋										
七谷川	起点	起点	七谷川	亀岡市河原林町河原尻	0.10	1.00			4.03	(予定)		
	終点	桂川合流点										
三俣川	起点	起点	三俣橋	亀岡市旭町小豆畑	0.40	0.70			2.86	(予定)		
	終点	桂川合流点										
犀川	起点	西坂川合流点	新庄	綾部市新庄町小字東81-1地先	1.00	1.70	2.00	2.60	4.59	京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30
	終点	由良川合流点										
八田川	起点	起点	湊垣	綾部市湊垣町久田25-8地先	1.10	1.90					平17.7.29	
	終点	由良川合流点										
上林川	起点	神塚橋(府道小浜綾部線)	八津合	綾部市八津合町寺町	1.00	2.00	2.50	3.30	4.93	平18.6.2	平19.5.30	
	終点	十倉下橋(農道)										
伊佐津川	起点	池内川合流点	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.50	2.90	5.29	平13.7.10	平17.7.1	
	終点	終点(海)										

水防警報河川、水位周知河川の追加

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日		
				水防団 待機 (指定) 水位	はん濫 注意 (警戒) 水位	避難判 断(特 別警戒) 水位	はん濫 危険 (危険) 水位	堤防高		水防警報	水位情報 通知・周知	
志楽川	起点 鹿原川合流点 終点 終点(海)	志楽川	舞鶴市宇田中町50地先	0.70	1.30	1.70	2.50	3.02	京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30	
与保呂川	起点 菅坂川合流点 終点 終点(海)	行永	舞鶴市宇行永2066の2	1.00	1.60					平24.9.4		
和久川	起点 榎原川合流点 終点 由良川合流点	榎原	福知山市大字拝師小字岡本2054番地	0.80	1.60			2.69	京都府 中丹西土木 事務所長	平17.7.29		
牧川	起点 直見川合流点 終点 由良川合流点	上川口	福知山市下小田小字荒砂66の1	1.50	2.50			3.73		平17.7.29		
土師川	起点 平石川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	三俣	福知山市宇三俣地先	1.50	2.50			5.20		平17.7.29		
大手川	起点 今福川合流点 終点 終点(海)	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	3.10	4.10		京都府 丹後土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1	
福田川	起点 公庄川合流点 終点 終点(海)	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.80	2.30	2.61		平13.7.10	平17.7.1	
野田川 上流	起点 澗川合流点 終点 三村橋(府道野田川加悦線)	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	4.10	4.80			平17.7.29	平19.5.30	
野田川 下流	起点 三村橋(府道野田川加悦線) 終点 終点(海)	堂谷橋	与謝野町宇下山田小字タイ田	2.30	3.50	4.10	4.80	6.40		平17.7.29	平19.5.30	
竹野川 上流	起点 久住川合流点 終点 京丹後市峰山町界	大宮	京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2	1.50	2.00	2.80	3.50			平17.7.29	平19.5.30	
竹野川 下流	起点 京丹後市大宮町界 終点 終点(海)	矢田橋	京丹後市峰山町糸井新田326-2地先	2.00	2.60	3.60	4.30	6.10		平17.7.29	平19.5.30	
川上谷川	起点 伯耆谷川合流点 終点 終点(海)	橋爪橋	京丹後市久美浜町橋爪483地先	0.80	1.30			2.93		平17.7.29		
佐濃谷川	起点 円頓寺川合流点 終点 終点(海)	出合橋	京丹後市久美浜町野中小字出合361	1.20	1.60	2.10	2.80	3.81		平17.7.29	平19.5.30	
筒川	起点 田原川合流点 終点 終点(海)	伊根	伊根町本庄上桜1530-1地先	0.80	1.60			3.98		京都府 丹後土木 事務所長	平18.6.2	
宇川	起点 山根橋(市道井の内1号線) 終点 終点(海)	宇川	京丹後市丹後町平小字長楽592番地	1.50	2.10	2.60	3.40			平18.6.2	平19.5.30	

※ 水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

水防警報河川、水位周知河川の追加

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	名称	所在地	対象水位観測所					発表者	指定年月日	
				水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	氾濫危険(危険)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
志楽川	起点 鹿原川合流点 終点 終点(海)	志楽川	舞鶴市宇田中町50地先	0.70	1.30	1.70	2.50	3.02	京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30
与保呂川	起点 菅坂川合流点 終点 終点(海)	行永	舞鶴市宇行永2066の2	1.00	1.60					平24.9.4	
米田川	起点 伊佐津川合流点 終点 終点	米田川	舞鶴市宇上安	0.45	0.80			2.19		(予定)	
和久川	起点 榎原川合流点 終点 由良川合流点	榎原	福知山市大字拝師小字岡本2054番地	-0.40	0.70	1.10	1.70	2.69	京都府 中丹西土木 事務所長	平17.7.29	(予定)
牧川	起点 直見川合流点 終点 由良川合流点	上川口	福知山市下小田小字荒砂66の1	1.20	1.90	2.10	2.70	3.73		平17.7.29	(予定)
土師川	起点 平石川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	三俣	福知山市宇三俣地先	1.50	2.50	2.80	3.50	5.20		平17.7.29	(予定)
弘法川	起点 北原川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	厚東	福知山市厚東町	1.30	2.10					(予定)	
宮川	起点 北原川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	二俣	福知山市大江町二俣	1.10	2.00	2.80	3.30	5.10		(予定)	(予定)
大手川	起点 今福川合流点 終点 終点(海)	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	3.10	4.10		京都府 丹後土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1
福田川	起点 公庄川合流点 終点 終点(海)	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.80	2.30	2.61		平13.7.10	平17.7.1
野田川 上流	起点 滝川合流点 終点 三村橋(府道野田川加悦線)	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	4.10	4.80			平17.7.29	平19.5.30
野田川 下流	起点 三村橋(府道野田川加悦線) 終点 終点(海)	堂谷橋	与謝野町字下山田小字タイト田	2.30	3.50	4.10	4.80	6.40		平17.7.29	平19.5.30
竹野川 上流	起点 久住川合流点 終点 京丹後市峰山町界	大宮	京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2	1.50	2.00	2.80	3.50			平17.7.29	平19.5.30
竹野川 下流	起点 京丹後市大宮町界 終点 終点(海)	矢田橋	京丹後市峰山町糸井新田326-2地先	2.00	2.60	3.60	4.30	6.10		平17.7.29	平19.5.30
川上谷川	起点 伯耆谷川合流点 終点 終点(海)	橋爪橋	京丹後市久美浜町橋爪483地先	0.80	1.30	1.50	1.90	5.24		平17.7.29	(予定)
佐濃谷川	起点 円頓寺川合流点 終点 終点(海)	出合橋	京丹後市久美浜町野中小字出合361	1.20	1.60	2.10	2.80	3.81		平17.7.29	平19.5.30
筒川	起点 田原川合流点 終点 終点(海)	伊根	伊根町本庄上桜1530-1地先	0.80	1.60			3.98		平18.6.2	
宇川	起点 山根橋(市道井の内1号線) 終点 終点(海)	宇川	京丹後市丹後町平小字長楽592番地	1.50	2.10	2.60	3.40			平18.6.2	平19.5.30

※ 水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

頁	現 行																												
32	<p>8 ダム管理者が行う放流連絡</p> <p>ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって河川の流水の状況に著しい変化を生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。</p> <p>本府に係るダムは、次の<u>6</u>ダムである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>管 理 者</th> <th>様 式</th> <th>伝達手段及び経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大野ダム</td> <td>京都府</td> <td>資料編 ～ 頁様式15</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(2) 天ヶ瀬ダム</td> <td>国土交通省</td> <td>資料編 ～ 頁様式17</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(3) 高山ダム</td> <td>水資源機構</td> <td>資料編 ～ 頁様式18</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(4) 布目ダム</td> <td>水資源機構</td> <td>資料編 ～ 頁様式19</td> <td>資料編 頁</td> </tr> <tr> <td>(5) 日吉ダム</td> <td>水資源機構</td> <td>資料編 ～ 頁様式20</td> <td>資料編 頁</td> </tr> <tr> <td>(6) 和知ダム</td> <td>関西電力㈱</td> <td>資料編 頁様式16</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> </tbody> </table>		管 理 者	様 式	伝達手段及び経路	(1) 大野ダム	京都府	資料編 ～ 頁様式15	資料編 、 頁	(2) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編 ～ 頁様式17	資料編 、 頁	(3) 高山ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式18	資料編 、 頁	(4) 布目ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式19	資料編 頁	(5) 日吉ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式20	資料編 頁	(6) 和知ダム	関西電力㈱	資料編 頁様式16	資料編 、 頁
	管 理 者	様 式	伝達手段及び経路																										
(1) 大野ダム	京都府	資料編 ～ 頁様式15	資料編 、 頁																										
(2) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編 ～ 頁様式17	資料編 、 頁																										
(3) 高山ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式18	資料編 、 頁																										
(4) 布目ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式19	資料編 頁																										
(5) 日吉ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式20	資料編 頁																										
(6) 和知ダム	関西電力㈱	資料編 頁様式16	資料編 、 頁																										
44	<p>第10章 水防活動</p> <p>4 大野ダム管理事務所の水防体制</p> <p>(1) 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は、大野ダム操作規則第13条の規定に基づき、洪水警戒体制に入るものとする。</p> <p>(2) 洪水警戒体制時においては、操作規則第14条各号の規定に基づき、各関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。</p>																												

修 正 案	修 正 理 由																																
<p>8 ダム管理者が行う放流連絡</p> <p>ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって河川の流水の状況に著しい変化を生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。</p> <p>本府に係るダムは、次の<u>7</u>ダムである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>管 理 者</th> <th>様 式</th> <th>伝達手段及び経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大野ダム</td> <td>京都府</td> <td>資料編 ～ 頁様式15</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(2) 畑川ダム</td> <td>京都府</td> <td>資料編 ～ 頁様式16</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(3) 天ヶ瀬ダム</td> <td>国土交通省</td> <td>資料編 ～ 頁様式18</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(4) 高山ダム</td> <td>水資源機構</td> <td>資料編 ～ 頁様式19</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> <tr> <td>(5) 布目ダム</td> <td>水資源機構</td> <td>資料編 ～ 頁様式20</td> <td>資料編 頁</td> </tr> <tr> <td>(6) 日吉ダム</td> <td>水資源機構</td> <td>資料編 ～ 頁様式21</td> <td>資料編 頁</td> </tr> <tr> <td>(7) 和知ダム</td> <td>関西電力㈱</td> <td>資料編 頁様式17</td> <td>資料編 、 頁</td> </tr> </tbody> </table>		管 理 者	様 式	伝達手段及び経路	(1) 大野ダム	京都府	資料編 ～ 頁様式15	資料編 、 頁	(2) 畑川ダム	京都府	資料編 ～ 頁様式16	資料編 、 頁	(3) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編 ～ 頁様式18	資料編 、 頁	(4) 高山ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式19	資料編 、 頁	(5) 布目ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式20	資料編 頁	(6) 日吉ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式21	資料編 頁	(7) 和知ダム	関西電力㈱	資料編 頁様式17	資料編 、 頁	畑川ダム竣工に伴う追加
	管 理 者	様 式	伝達手段及び経路																														
(1) 大野ダム	京都府	資料編 ～ 頁様式15	資料編 、 頁																														
(2) 畑川ダム	京都府	資料編 ～ 頁様式16	資料編 、 頁																														
(3) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編 ～ 頁様式18	資料編 、 頁																														
(4) 高山ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式19	資料編 、 頁																														
(5) 布目ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式20	資料編 頁																														
(6) 日吉ダム	水資源機構	資料編 ～ 頁様式21	資料編 頁																														
(7) 和知ダム	関西電力㈱	資料編 頁様式17	資料編 、 頁																														
<p>第12章 水防活動</p> <p>4 大野ダム総合管理事務所の水防体制</p> <p>(1) 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は、大野ダム操作規則第13条の規定及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき、洪水警戒体制に入るものとする。</p> <p>(2) 洪水警戒体制時においては、<u>大野ダム</u>操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、各関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。</p>																																	

57

第 1 2 章 道路防災対策

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府 (1 / 3)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		(H22セキス) 交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 至	郡市 町村字 町村字							延長 (km)	回数			延時間
1-1	1 7 5 号	中丹西	福知山市牧	福知山市大江町上野	6.7	13,722	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	なし			H 1 7	11060 遮断装置 3箇所
1-2	1 7 5 号	中丹西 中丹東	福知山市大江町上野		14.9	5,068	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	3			H 1 7	11080 遮断装置 9箇所
1-3	1 7 5 号	中丹東	舞鶴市八田	舞鶴市八田	1.7	15,646	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	なし			H 1 7	11090 遮断装置 1箇所
11	1 7 6 号	丹 後	与謝郡与謝野町石川	与謝郡与謝野町石川	2.0	19,983	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 宮津養父	A-1	なし			H 2 4	11160
2	1 7 8 号	中丹東 丹 後	舞鶴市八田		5.1	7,541	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	1			H 1 7	11220
10	1 6 3 号	山城南	相楽郡笠置町笠置		3.0	9,659	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-2	なし			H 1 8	10940
12	4 8 2 号	丹 後	京丹後市弥栄町黒部	京丹後市弥栄町黒部	1.0	5,369	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 間人大宮	A-2	なし			H 2 4	11930
国 道 計			7 区 間		34.4					A-15	4	0	0.0		

上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施

第 1 4 章 道路防災対策

異常気象時の道路通行規制区間の追加

平成 2 6 年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一 般 国 道

京 都 府 (1 / 3)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		(H22㉮㉮)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)								回数	延時間		
1-1	1 7 5 号	中丹西	福知山市牧		6.7	13,722	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	なし	1	11.9	H17	11060 遮断装置 3箇所
1-2	1 7 5 号	中丹西 中丹東	福知山市大江町上野		14.9	5,068	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	3	1	11.9	H17	11080 遮断装置 9箇所
1-3	1 7 5 号	中丹東	舞鶴市八田		1.7	15,646	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	なし	1	20.8	H17	11090 遮断装置 1箇所
11	1 7 6 号	丹 後	与謝郡与謝野町石川		2.0	19,983	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 宮津養父	A-1	なし	1	8.8	H24	11160
2	1 7 8 号	中丹東 丹 後	舞鶴市八田		5.1	7,541	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	1	1	20.8	H17	11220
10	1 6 3 号	山城南	相楽郡笠置町笠置		3.0	9,659	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-2	なし	1	5.0	H18	10940
12	4 8 2 号	丹 後	京丹后市弥栄町黒部		1.0	5,369	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 間人大宮	A-2	なし	2	20.4	H24	11930
国 道 計			7 区 間		34.4					A-15	4	8	100.6		

上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施

頁	現 行													修 正 理 由
57	特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府（2/3）													
道路種別 主要地方道														
図面 対照 番号	路 線 名	担当 務所名	規 制 区 間		(H22セオス) 交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前 年 度		指 定 年 度	備 考 道 路 交 通 遮 断 装 置
			自 郡 市 町 村 字 至 郡 市 町 村 字	延長 (km)	通 行 止 実 績 回 数						延 時 間			
20	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	0.1	14,769	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻 (府)開田長岡京停車場	なし	なし		H25	交通観測点 40350	
21	(2 5 号) 亀 岡 園 部 線	南 丹	南丹市園部町船岡 (JR船岡駅北側)	0.1	2,594	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	なし		H24	4065	
22	(4 9 号) 久 美 浜 湊 宮 浦 明 線	丹 後	京丹後市久美浜町葛野	0.8	1,801	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	なし		H24	41130	
3	(5 5 号) 舞 鶴 福 知 山 線	中 丹 東 中 丹 西	舞鶴市上東	25.7	1,369 ~3,448	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1 B-2 C-2	1		H17	41360~41380 遮断装置 21箇所	
23	(7 7 号) 綾 部 イ ン タ ー 線	中 丹 東	綾部市川糸町 (川糸アングラーパス)	0.3	6,665	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	なし		H24	42020	
24	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,577	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻【築き制限有】 (府)171号 (府)市道野原 (府)上久保石見上里	B-2	なし		H24	42110	
主要地方道 計			6 区 間	27.4					A-1 B-8 C-2	1	0	0.0		
上記路線のほか、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施														

頁	修 正 案													修 正 理 由
平成26年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準														異常気象時の道路通行規制区間の追加
道路種別 主要地方道 京 都 府 (2 / 3)														
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		(H22セバス) 交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指 定 年 度	
20	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	延長 (km)	14,769	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻 (府)開田長岡京停車場	なし	なし	1	9.9	H25	交通観測点 40350
25	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市藤子三丁目 (藤子第二地下道)	0.3	6,961	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)奥津印寺納所 (府)下植野長岡京	B-2	なし			H26	40340 遮断装置 2箇所
21	(2 5 号) 亀 岡 園 部 線	南 丹	南丹市園部町船岡 (JR船岡駅北側)	0.1	2,594	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	なし			H24	4065
22	(4 9 号) 久 美 浜 湊 宮 浦 明 線	丹 後	京丹後市久美浜町葛野	0.8	1,801	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	なし			H24	41130
3	(5 5 号) 舞 鶴 福 知 山 線	中 丹 東 中 丹 西	舞鶴市上東 福知山市中	25.7	1,369 ~3,448	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1 B-2 C-2	1	1	14.0	H17	41360~41380 遮断装置 21箇所
23	(7 7 号) 綾 部 イ ン タ ー 線	中 丹 東	綾部市川糸町 (川糸アンダーパス)	0.3	6,665	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	なし	1	0.5	H24	42020
24	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,577	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻【高き制限有】 (府)173号 (府)向日町停車場 (府)上久保京北五里	B-2	なし	1	3.2	H24	42110
主要地方道 計			7 区 間	27.7					A-1 B-8 C-2	1	4	27.6		
上記路線のほか、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施														

57

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般府道

京 都 府 (3 / 3)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		(H22ℓバス) 交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 至	都市 町村字							延長 (km)	回数			延時間
30	(2 0 2 号) 伏 見 向 日 線	乙 調	向日市森本町 (前田地下道)	向日市森本町	0.3	12,164	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高橋【高さ制限有】 (国) 178号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里	C-2	3			H 2 4	交通観測点 60060
31	(2 0 3 号) 志 水 西 向 日 停 車 場 線	乙 調	向日市上植野町 (南小路地下道)	向日市上植野町	0.2	19,943	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高橋【高さ制限有】 (国) 178号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里	B-2	1			H 2 4	60070
32	(2 0 4 号) 奥 海 印 寺 納 所 線	乙 調	長岡京市調子二丁目 (調子地下道)	長岡京市調子三丁目	0.4	16,430	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高橋【高さ制限有】 (国) 178号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里 (府) 大田区大田【高さ制限有】 (府) 下鴨野山崎	B-2	なし	1	0.5	H 2 4	60100
4-1	(5 7 1 号) 西 神 崎 上 東 線	中丹東	舞鶴市中山	舞鶴市上東	3.0	4,604	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1			H 1 7	61760 遮断装置 1箇所
5	(5 6 9 号) 東 雲 停 車 場 線	中丹東	舞鶴市水間	舞鶴市中山	1.0	584	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	なし			H 1 7	61730 遮断装置 1箇所
4-2	(5 7 1 号) 西 神 崎 上 東 線	中丹東	舞鶴市油江	舞鶴市水間	3.9	4,947	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1			H 1 7	61750 遮断装置 1箇所
33	(6 7 3 号) 浅 茂 川 下 岡 線	丹 後	京丹後市網野町下岡	京丹後市網野町網野	1.3	5,725	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 浜詰網野 (国) 178号	なし	なし			H 2 4	62450
一 般 府 道 計			7 区 間		10.1					B-4 C-2	6	1	0.5		
都 道 府 県 道 合 計			1 3 区 間		37.5					A-1 B-10 C-4	7	1	0.5		

上記路線のほか、管巻牧線、私市大江線、西坂藤原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施

修 正 案

修 正 理 由

異常気象時の道路通行規制区間の追加

平成26年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般府道

京 都 府 (3 / 3)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		(H22ℓ/ℓ)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 町村字								延長 (km)	回数		
30	(2 0 2 号) 伏見向日線	乙 調	向日市森本町 (前田地下道)	向日市森本町	0.3	12,164	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		C-2	3			H 2 4	交通観測点 60060
31	(2 0 3 号) 志水西向日停車場線	乙 調	向日市上植野町 (南小路地下道)	向日市上植野町	0.2	19,943	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	1			H 2 4	60070
32	(2 0 4 号) 奥海印寺納所線	乙 調	長岡京市調子二丁目 (調子地下道)	長岡京市調子三丁目	0.4	16,430	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	なし	1	1.0	H 2 4	60100
34	(4 9 3 号) 西坂藤原線	中丹西	福知山市大江町河守 (KTRアンダーパス)	福知山市大江町河守	0.1	1,578	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		なし	なし	1	1.0	H 2 6	61350
4-1	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山		3.0	4,604	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1			H 1 7	61760 遮断装置 1箇所
5	(5 6 9 号) 東雲停車場線	中丹東	舞鶴市水間		1.0	584	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	なし	2	17.1	H 1 7	61730 遮断装置 1箇所
4-2	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山 舞鶴市油江		3.9	4,947	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	1	13.3	H 1 7	61750 遮断装置 1箇所
33	(6 7 3 号) 浅茂川下岡線	丹 後	京丹後市網野町下岡	京丹後市網野町網野	1.3	5,725	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 浜詰網野 (国) 178号	なし	なし	4	56.1	H 2 4	62450
一 般 府 道 計			8 区 間		10.2					B-4 C-2	6	9	88.5		
都 道 府 県 道 合 計			1 5 区 間		37.9					A-1 B-10 C-4	7	13	116.1		

上記路線のほか、筈巻牧線、私市大江線、西坂藤原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施

頁	現 行
	(なし)

修 正 案	修 正 理 由																																																																																																															
<p data-bbox="1032 284 1827 357">第20章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p data-bbox="1032 395 1182 421">1 洪水対応</p> <p data-bbox="1032 427 1326 453">(1) 浸水想定区域の指定</p> <p data-bbox="1055 459 1827 587">洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p data-bbox="1055 593 1827 657">洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1021 699 1816 1305"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>浸水想定区域公表時点</th> <th>浸水想定区域公表HPアドレス</th> <th>関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">淀川</td><td>鴨川</td><td>H16.6</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/kamo_100p.pdf</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>高野川</td><td>H16.6</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/kamo_100p.pdf</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>桂川(中流)</td><td>H20.6</td><td>—</td><td>亀岡市、南丹市</td></tr> <tr><td>團部川</td><td>H20.6</td><td>—</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>桂川(周山)</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>山科川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/1190954227685.pdf</td><td>京都市、宇治市</td></tr> <tr><td>弓削川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>小畑川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188890424942.pdf</td><td>京都市、向日市、長岡京市、大山崎町</td></tr> <tr><td>田原川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188890425080.pdf</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>赤田川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384349.pdf</td><td>木津川市</td></tr> <tr><td>井関川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384056.pdf</td><td>木津川市</td></tr> <tr><td>煤谷川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384269.pdf</td><td>精華町</td></tr> <tr><td>山田川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384056.pdf</td><td>木津川市、精華町</td></tr> <tr><td>和東川</td><td>H25.4</td><td>http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384424.pdf</td><td>木津川市、和東町</td></tr> <tr><td rowspan="2">由良川</td><td>上林川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>屨川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>伊佐津川</td><td>伊佐津川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>舞鶴市</td></tr> <tr><td>志楽川</td><td>志楽川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>舞鶴市</td></tr> <tr><td>宇川</td><td>宇川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>京丹後市</td></tr> <tr><td>大手川</td><td>大手川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>官津市</td></tr> <tr><td>佐濃谷川</td><td>佐濃谷川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>京丹後市</td></tr> <tr><td>竹野川</td><td>竹野川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>京丹後市</td></tr> <tr><td>野田川</td><td>野田川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>与謝野町</td></tr> <tr><td>福田川</td><td>福田川</td><td>H25.4</td><td>—</td><td>京丹後市</td></tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村	淀川	鴨川	H16.6	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/kamo_100p.pdf	京都市	高野川	H16.6	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/kamo_100p.pdf	京都市	桂川(中流)	H20.6	—	亀岡市、南丹市	團部川	H20.6	—	南丹市	桂川(周山)	H25.4	—	京都市	山科川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/1190954227685.pdf	京都市、宇治市	弓削川	H25.4	—	京都市	小畑川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188890424942.pdf	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	田原川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188890425080.pdf	宇治田原町	赤田川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384349.pdf	木津川市	井関川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384056.pdf	木津川市	煤谷川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384269.pdf	精華町	山田川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384056.pdf	木津川市、精華町	和東川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384424.pdf	木津川市、和東町	由良川	上林川	H25.4	—	綾部市	屨川	H25.4	—	綾部市	伊佐津川	伊佐津川	H25.4	—	舞鶴市	志楽川	志楽川	H25.4	—	舞鶴市	宇川	宇川	H25.4	—	京丹後市	大手川	大手川	H25.4	—	官津市	佐濃谷川	佐濃谷川	H25.4	—	京丹後市	竹野川	竹野川	H25.4	—	京丹後市	野田川	野田川	H25.4	—	与謝野町	福田川	福田川	H25.4	—	京丹後市	<p data-bbox="1832 328 2105 354">水防法の改正に伴う変更</p>
水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村																																																																																																												
淀川	鴨川	H16.6	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/kamo_100p.pdf	京都市																																																																																																												
	高野川	H16.6	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/kamo_100p.pdf	京都市																																																																																																												
	桂川(中流)	H20.6	—	亀岡市、南丹市																																																																																																												
	團部川	H20.6	—	南丹市																																																																																																												
	桂川(周山)	H25.4	—	京都市																																																																																																												
	山科川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/documents/1190954227685.pdf	京都市、宇治市																																																																																																												
	弓削川	H25.4	—	京都市																																																																																																												
	小畑川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188890424942.pdf	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町																																																																																																												
	田原川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188890425080.pdf	宇治田原町																																																																																																												
	赤田川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384349.pdf	木津川市																																																																																																												
	井関川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384056.pdf	木津川市																																																																																																												
	煤谷川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384269.pdf	精華町																																																																																																												
	山田川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384056.pdf	木津川市、精華町																																																																																																												
	和東川	H25.4	http://www.pref.kyoto.jp/sabo/documents/1188819384424.pdf	木津川市、和東町																																																																																																												
	由良川	上林川	H25.4	—	綾部市																																																																																																											
屨川		H25.4	—	綾部市																																																																																																												
伊佐津川	伊佐津川	H25.4	—	舞鶴市																																																																																																												
志楽川	志楽川	H25.4	—	舞鶴市																																																																																																												
宇川	宇川	H25.4	—	京丹後市																																																																																																												
大手川	大手川	H25.4	—	官津市																																																																																																												
佐濃谷川	佐濃谷川	H25.4	—	京丹後市																																																																																																												
竹野川	竹野川	H25.4	—	京丹後市																																																																																																												
野田川	野田川	H25.4	—	与謝野町																																																																																																												
福田川	福田川	H25.4	—	京丹後市																																																																																																												

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
	(なし)	<p><u>(2) 洪水ハザードマップ</u> <u>浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた第3章の市町村防災会議の責任に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域を含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。</u></p> <p><u>(3) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</u> <u>水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。</u> <u>市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</u> <u>水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p>	水防法の改正に伴う変更

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
	<p>(なし)</p>	<p><u>市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</u> <u>水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p>	<p>水防法の改正に伴う変更</p>